

中小企業の地震対応リスクファイナンスに関するアンケート結果が公表される

- 経済産業省 -

経済産業省経済産業政策局はこのほど、平成18年4月から6月にかけて実施した標記のアンケート結果をとりまとめ、公表した。

本アンケートは、全国的に地震リスクに晒されている中小企業にあっても、とりわけその頻度が高い東京都や静岡県、大阪府、兵庫県などの「地震多発地域」の中小企業者における、地震対応の*リスクファイナンスの実態、新たなリスクファイナンス商品へのニーズを把握することを目的に、各地の中小企業団体中央会や商工会議所、商工会などが協力して、実施したもの。アンケート結果の概要は次のとおり

* リスクファイナンス

事故や災害等の発生による経済的損失に備え、予め必要資金（対応資金、復旧資金、追加的な運転資金等）を手当てしておく財務的手法

中小企業の地震対応リスクファイナンスに関するアンケート結果について

アンケート結果（要約）

大地震の発生について、約9割の中小企業が「企業経営上の重大なリスク」であると認識している。

もっとも、大地震対応のリスクファイナンスについては、約半数の中小企業が「特に手当てしていない」としている。

さらに、「地震保険」や「手元資金

を多めに確保する」ことで、リスクファイナンスに取り組んでいる企業でも、いざという時の必要資金を「十分手当て可能」としている中小企業は約2割に止まっている。

地震保険について、実際に保険金が支払われるまで相応の期間を要する（大地震発生時は1年程度要する）可能性があるが、約7割の企業が保険金により、「被災直後から半年の間に必要となる資金」を調達しようとしており、保険商品上の性質と企業の期待の間に

開きがある。

政府系金融機関、自治体等からの緊急融資については、中小企業では「被災直後から半年の間の必要資金」を調達したいとするニーズが多く、緊急時における迅速な融資実行への期待が高い。新たな地震対応リスクファイナンスとしては、大地震発生時に一定期間返済が猶予される融資商品、災害時対応型コミットメントライン等へのニーズが多い。なお、現状こうした融資商品については、法制度上の制約や金融機関の取引慣行上の課題もあり、実際には商品化されていない。中小企業のリスクファイナンス手法の多様化の観点から、今後の環境整備が望まれる。

1. 地震リスクに対する意識

地震リスクは、企業経営上重大なリスクか

今回アンケートを実施した東京都、静岡県、兵庫県、大阪府に所在する企業の約9割が、将来の大地震発生の可能性について、企業経営を行う上での重大なリスクであると認識している。

2. 大地震発生時の必要資金の性格

大地震発生時には、どのような資金が必要か

多くの企業では、①被災後の運転資金

や復旧資金といった直接的な資金、および、②財務諸表上の損益(P/L)への影響を緩和する保険的資金共に重要であるとしている。

ただし、一部の企業では、「まずは目先の運転資金が必要」とする回答が少なからず見られた。なお、こうした傾向は、小規模企業になるほど強い。

3. 大地震発生時のリスクファイナンスの状況

活用しているリスクファイナンス手段は何か

約半数の企業が地震発生に備えたリスクファイナンスについて、「特に手当てしていない」としている。特に、非対応の割合は、小規模企業になる程高く、こうした企業の地震対応リスクファイナンスの脆弱性が窺える。

また、地震保険や地震保険と手元資金の組み合わせで対応している企業は一部に止まっており、地震保険の付保率の低さが窺える。

地震保険を活用する目的は何か

(注)活用しているリスクファイナンス手段に関する質問で、「地震保険」または「地震保険+手元資金」と回答した企業のみ集計
大半の企業が、被災直後から半年の間に追加的に必要となる資金を地震保険の保険金で充当する予定としている。

一方で、地震保険により財務諸表（特にP/L）への影響の緩和（期間損益の平準化）を図ろうとする企業は1割程度となっている。

もっとも、地震保険は地震発生後に損害査定を行った上で保険金が支払われるため、大地震（例えば阪神淡路大震災クラス）が発生し、地域全体が混乱しているケースでは、保険金が支払われるまで相応の期間を要する（阪神淡路大震災の際には、1年程度要した）。したがって、今回のアンケートからは、こうした保険商品上の性質と企業の地震保険に期待する機能の間に少なからず開きがあると言える。

地震保険により、どの程度必要資金を手当てできているか

地震保険、または地震保険と手元資金の組み合わせにより、必要資金を「十分」手当てできているとする企業は約1割のみ。多くの企業は、一部手当てできていない、あるいは殆ど手当てできていない。

なぜ地震保険による対応が困難であるか

多くの企業では、①地震保険の商品上の問題（実損のみ填補され、間接損失は保険金が支払われない）や、②「保険料が高い」ことが地震保険による対応が困難である理由としている。

手元の留保資金を多めに確保する目的は何か

（注）活用しているリスクファイナンス手段に関する質問で、「手元資金」または「地震保険+手元資金」と回答した企業のみ集計
手元資金を多めに確保しておくことで、有事の際に急遽必要となる資金（被災直後～2か月の資金等）へ対応する企業が多く見られる。

手元の留保資金により必要資金をどの程度手当てできているか

手元資金または、地震保険と手元資金の組み合わせにより必要資金を「十分」手当てできているとする企業は約2割に止まっている。

政府系金融機関、自治体等からの緊急融資でどのような資金を手当てすることを期待しているか

公的セクターによる緊急融資により、被災後2か月～半年の間に必要となる資金を確保しようとする企業が最も多い。次いで被災直後から2か月の間の資金調達ニーズも多く、緊急時においては、迅速な融資実行への期待が高いことが窺える。

4. 想定される必要資金の性格

大地震被災直後～2ヶ月の間に事業活動がストップしても必要となる資金は何か

企業が、大地震被災直後に業務が行えない間必要となる資金としては、「従業員への給与支払い」が最も多く、次いで借入の返済や、買掛金、手形等の資金決済が続いている。

既述のとおり、多くの中小企業は大地震被災直後の必要資金を十分に確保できておらず、仮に給与支払いが滞るような事態が多発すれば、企業の存続のみならず、従業員の生活をはじめとする地域社会への影響も無視しえないと言える。

被災直後から2ヶ月の間事業活動が全く行えない場合に必要となる資金総額は月間売上高の何か月か月間売上の「2か月」程度が必要とする回答が最も多く、次いで、「1か月」、「3か月」の順となっている。

被災後の借入について返済期間はどの程度を希望するか

返済期間を「4～5年」とする声が多一方で、「1年以下」と答える企業がそれに続いており、設備復旧資金、つなぎ運転資金といった借入資金の性格により返済期間が二極化している事が窺える。

また、「5～10年」という長期返済を希望する企業も少なくない。

5. 大地震に対応したリスクファイナンス商品へのニーズ

期待する地震対応リスクファイナンス商品はどのようなものか

地震保険では損害査定等に相応の時間を要するため、保険金が支払われるまでに1年程度要する可能性がある。また、公的機関による緊急融資も企業が融資手続きをスムーズに行えなかったり、審査に一定期間が必要となる結果として、融資実行までに2か月程度要する可能性がある。さらに、必ずしも期待通りの借入が可能とはいえない。中小企業が最も希望する商品としては、一定規模の地震発生後はその時点で借入が全て免除される商品である。このほか、返済猶予の特約付き融資商品や、コミットメントラインへのニーズも高い。

また、第2希望以下を加えれば、約7割の中小企業が返済猶予の特約付き融資商品やコミットメントラインを活用したいと考えている。

* 詳しくは東京都中央会ホームページ

http://www.tokyochuokai.or.jp/topics/2006/11/jishin_qu.html をご覧ください。